

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	豊岡市立城崎文芸館	所在地	豊岡市城崎町湯島357番地の1
設置目的	合併前の城崎郡城崎町の区域の歴史、文化等に関する市民の知識の向上に資するとともに、人と人とのふれあいによる交流を図り、もって市の活性化に寄与するため、豊岡市立城崎文芸館を設置する。	設置年月日	
		1996年3月	
選考方法	非公募	豊岡市公共施設再編計画における施設の方向性 第1期計画期間（2016年度～2025年度）	検討

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	城崎温泉観光協会	指定期間	2018年4月1日から2023年3月31日		
指定管理業務の内容	(1) 設管条例第3条第1項各号に規定する事業に係る業務 ・城崎温泉の歴史、文化等に関する実物、文献、図書、図表、写真等を収集し、保管し、及び展示 ・文芸館資料に関する調査研究 ・文芸館資料に関する展覧会、講演会、講習会、研究会等を開催 ・麦わら細工の試作、染色等のための施設の使用 ・前各号に掲げるもののほか、文芸館の目的を達成するため (2) 文芸館の入館及びその制限に関する業務 (3) 文芸館の維持管理に関する業務 (4) 上記のほか、市長が定める業務	指定管理料 (千円)	2018年度	5,000	千円
			2019年度	5,000	千円
			2020年度	5,000	千円
			2021年度	4,000	千円
			2022年度	4,000	千円

3 総合評価

(1) 指定管理者制度導入効果の検証

	当初の見込みを上回る効果が達成できた。
	当初見込んでいた効果が概ね達成できた。
○	当初見込んでいた効果は達成できなかった。

(上記の判断理由や具体的内容)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったが、指定期間の事業計画として提出があった収支計画における入館者数の目標を達成していない。

(2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で休館となったとしても、施設に関する維持費が多額にかかるため、支出はあまり抑制できない状況にある。(休館終了後、早急に営業できる状態を維持することを目的に維持を行っている。)
 入館者数増加に向けて指定管理者が自主事業計画を立てていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も考慮して開催できない状況が続く(2021年11月から企画展開催)など、観光施設であるが故の外的要因による入館者増加への施策が打てない状況であった。

(3) 指定管理者制度継続の検討

	指定管理者制度を継続する。
○	指定管理者制度による運用の見直しを検討する。若しくは検討中である。

(上記の判断理由や具体的内容)

城崎文芸館施設の在り方を再度検討する必要がある。
 城崎には、以前より「文学といで湯のまち城崎」をいう戦略で観光PRを行ってきた。そのシンボルとして城崎文芸館は存在しており、観光客からの一定のニーズもある。しかしながら、経営状況も含めて考えると、城崎文芸館という“機能”はまちに必要であるが、現在の“施設”にて運用することに関しては再度検討する必要がある。
 そのため、現在の城崎文芸館の在り方を見直す機会が必要であり、まちの人達と城崎文芸館の“機能”の活かし方と、“施設”の活かし方を検討し、早々に結論づける必要がある。既にまちの人達との議論を開始しているが、すぐに結論が出ない状況である。
 上記の状況を勘案した結果、指定管理料を減額した上で現指定管理者の指定期間を延長し、その間に結論を出したい。

(4) 指定管理者制度評価委員会の意見

指定管理者制度の継続について施設の在り方等を考えると、現施設での運用を継続するかどうか検討する必要がある。指定期間を2年間延長して、地元とも十分に議論し、早期に施設の方向性について結論を出すこととする。

1～3(3)を所管課が記入する。